

広尾町強靱化計画（令和6年7月改定）の概要

1 改定の目的

東日本大震災の経験を活かし、今後想定される大規模自然災害に備えるため、国は国土強靱化基本法を策定し、それに基づく「国土強靱化基本計画」を策定しました。それを受けて北海道でも「北海道強靱化計画」を策定し、事前防災、減災にかかる施策を総合的に推進しています。

この度、国は、社会情勢の変化やコロナ禍における災害対応などの知見等も踏まえ、令和5年7月に新たな「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。

本町も令和元年に「広尾町強靱化計画」を策定し、防災・減災の取組を推進してきましたが、人口減少や少子高齢化の急速な進行、公共施設の老朽化など各種課題に直面しています。これらの課題を克服し、大規模な自然災害に備え、本町の強靱化を図ることが町民の生命・財産を守り、町の持続的な成長を実現するものであります。

改定された国の基本計画、北海道強靱化計画と調和した取り組みを進め、広尾町における強靱化に関する施策を推進することから「広尾町強靱化計画」を改定します。

●国土強靱化とは

大規模自然災害に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの

●「国土強靱化」と「防災」の違い

- ・「防災」は、基本的には地震や洪水などのリスクを特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるもので、リスクごとに計画が立てられています。
- ・「国土強靱化」は、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられる「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするもので、最悪の事態に至らないための事前に取り組むべき施策を考えるものです。

2 計画の目標

国や北海道の強靱化計画に掲げられた目標に配意し、引き続き下記の3つを広尾町の目標とします。

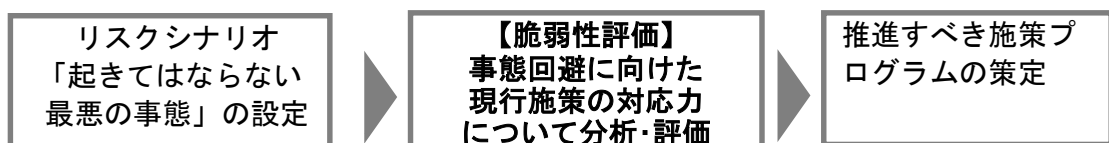
- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と広尾町の社会経済システムを守る
- (2) 広尾町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 広尾町の持続的な成長を促進する

3 計画の概要

(1) 想定する自然災害

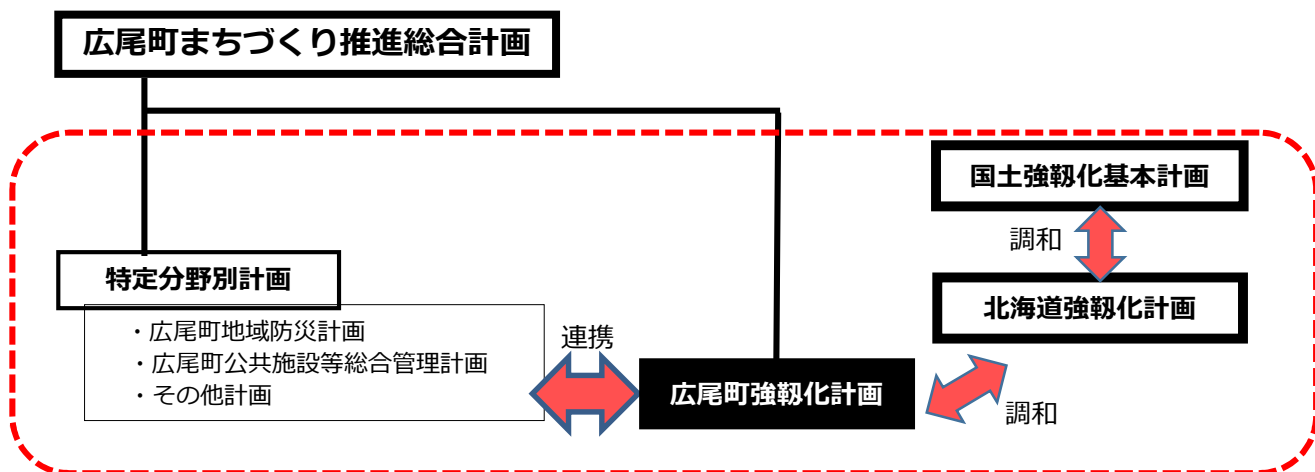
広尾町に甚大な被害をもたらすと想定される大規模自然災害全般とするが、町外における大規模災害についても、町として対応すべきリスクの対象とする。

(2) 脆弱性評価から施策プログラム設定までの流れ



(3) 計画の位置付け

- ・広尾町まちづくり推進総合計画や他の分野計画（地域防災計画など）と連携
- ・国・北海道の強靱化計画と調和を図り、取組を効果的に推進



●リスクシナリオ 21の「起きてはならない最悪の事態」

国、北海道のリスクシナリオを参考に、広尾町の地域特性等を踏まえ、リスクシナリオを以下のとおり設定しました。

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺
		2-4 大規模な自然災害と感染症の同時発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 エネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーン（物流、供給網）の寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
		5-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

（４）施策プログラム及び推進事業

- ・脆弱性評価の結果を踏まえて、21のリスクシナリオごとにハード・ソフト両面での対策を組み合わせた施策及び推進事業を設定
- ・施策の推進については、広尾町まちづくり推進総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、広尾町の強靱化を国・北海道の強靱化へつなげるため、総合計画の基本計画に沿った取組や「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図り、緊急性や優先度を総合的に判断し、実施

（５）計画の推進期間

- ・令和6年（2024年）度から令和10年（2028年）度までの5年間